

**(仮称) 中小企業振興基本条例
策定検討会議
報告書**

平成27年2月

磐田市議会

(仮称) 中小企業振興基本条例策定検討会議

1 はじめに

中小企業及び小規模企業を取り巻く厳しい環境が続いている。こうした中、本市議会の会派内で、中小企業等が十分に能力を発揮できる体制づくりや、市・大企業・市民等による中小企業支援について研究を重ねてきた。その結果、会派から、議会による中小企業等の振興を目的とした条例制定の提案があった。

この提案を、各会派の代表者が協議し、議会として条例の提案に向けて検討していくことを確認し、(仮称)中小企業振興基本条例策定検討会議を設置することを決定した。

検討会議は、副議長を座長とし、全会派から選出された委員7人の合計8人で構成した。

検討会議では、中小企業振興基本条例の先行事例の研究、市執行部・商工会議所・商工会などからの報告・意見交換・調査等を行い中小企業等の現状を把握し、条例案について協議を行った。延べ14回にわたり会議を開催し、協議した結果、全委員の総意により「磐田市中小企業及び小規模企業振興基本条例(案)」をとりまとめた。

以下、検討会議の活動内容を報告する。

2 策定検討会議の活動内容

平成26年7月28日(月)

(1) 正副座長の互選結果

指名推薦により 座長 増田 暢之

指名推薦により 副座長 加藤 文重

第1回 平成26年7月30日(水)

(1) 協議事項

「(仮称)中小企業振興基本条例」策定検討会議の設置について

協議スケジュール等について

その他

(2) 協議概要

協議スケジュールについて、条例の上程時期は、11月定例会または2月定例会とする意見があり、継続協議とした。

協議は、中小企業等の現状把握などから始めることを決定した。

第2回 平成26年8月18日(月)

(1) 協議事項

協議スケジュールについて(会派持ち帰り事項の報告)

中小企業団体等との意見交換の取り扱いについて

市執行部との意見交換の取り扱いについて

パブリックコメントの取り扱いについて

その他

(2) 協議概要

協議スケジュールについて、11月定例会での上程を目標とすることを決定した。

中小企業団体等との意見交換は、商工会・商工会議所等と実施することとし、市執行部との意見交換も行うことを決定した。

パブリックコメントは、今後の検討事項とした。

第3回 平成26年8月28日(木)

(1) 協議事項

(仮称)中小企業振興基本条例の検討経緯等について(報告)

中小企業等の現状把握の実施方法について(市執行部、中小企業団体等)

その他

(2) 協議概要

市執行部・中小企業団体等との意見交換の時期を決定した。

第4回 平成26年9月11日(木)

(1) 協議事項

中小企業等の現状把握について(市執行部)

その他(先行事例の規定項目について)

(2) 協議概要

中小企業等の現状把握のため、執行部との意見交換を行った。

第5回 平成26年9月22日(月)

(1) 協議事項

基本条例に規定する項目について

中小企業等の現状把握(訪問調査)の実施方法について

議員提案条例案に係るパブリックコメント実施の有無について（県内市議会の取り扱い）

中小企業等の現状把握について（磐田市商工会）

その他

（２）協議概要

基本条例に規定する項目は、前文・目的・定義・市の責務・中小企業者の責務・大企業者等の責務・市民の理解協力・経済団体の役割・金融機関の役割・施策の基本方針・振興会議の１１項目とすることを決定した。

中小企業等の現状把握のため、商工会との意見交換を行った。

第６回 平成２６年１０月６日（月）

（１）協議事項

中小企業等の現状把握について（磐田商工会議所）

中小企業等の現状把握（訪問調査）について

その他

（２）協議概要

中小企業等の現状把握のため、商工会議所との意見交換を行った。

また、訪問調査の詳細について決定した。

第７回 平成２６年１０月２０日（月）

（１）協議事項

中小企業等の現状把握（訪問調査）の報告について

素案協議について

（２）協議概要

前文から中小企業者及び小規模企業者の責務までについて、正副座長案・各会派の提案について協議した。

第８回 平成２６年１０月２４日（金）

（１）協議事項

素案協議について

（２）協議概要

大企業者の責務から附則までについて、正副座長案・各会派の提案について協議し

た。

第9回 平成26年11月6日(木)

(1) 協議事項

素案協議について

条例に規定する項目の再確認について

パブリックコメントの取り扱いについて

(2) 協議概要

前文から施策の基本方針までの規定案を決定した。「大企業者の責務」「経済団体等の役割」「金融機関の協力」の詳細は、継続協議とした。

追加項目として、「議会の責務」を規定することを決定した。「実施状況の公表」「議会への報告」は、継続協議とした。パブリックコメントは、実施しないことを決定した。

第10回 平成26年11月17日(月)

(1) 協議事項

素案協議について(追加項目の取り扱いを含む)

協議スケジュール等について

(2) 協議概要

「大企業者の責務」は「大企業者の役割」とし、「経済団体等の役割」と「金融機関の協力」は「地域経済団体等及び金融機関の役割」とすることを決定した。

「議会の責務」の条文を決定した。「実施状況の公表」は規定しないこととし、「議会への報告」は、継続協議とした。

第11回 平成26年11月27日(木)

(1) 協議事項

素案協議について(追加項目の取り扱い)

(2) 協議概要

「議会への報告」について、さらに協議が必要なため、2月定例会に上程していくこととした。

第12回 平成26年12月25日(木)

(1) 協議事項

素案協議について(追加項目の取り扱い)

(2) 協議概要

「議会への報告」について、3会派からの具体的な提案により協議し、次回決定するよう確認した。

第13回 平成27年1月22日(木)

(1) 協議事項

素案協議について(追加項目の取り扱い)

その他

(2) 協議概要

「議会への報告」は、常任委員会の所管事務調査・継続調査として行うことを決定した。

第14回 平成27年1月26日(月)

(1) 協議事項

素案協議について(追加項目の取り扱い)

(2) 協議概要

「中小企業及び小規模企業振興基本条例第4条(議会の責務)に規定する監視及び評価で行うこととする執行部の報告並びに政策提言について(確認事項)」を決定し、併せて「議会への報告」は、条例に規定しないことを決定した。

また、第10条(協議の場の設置)第2項を削除すること、前文と第9条(施策の基本方針)第2号の文言の整理を行うことを決定した。

結果、条例案については、全委員の意見が一致し、「中小企業及び小規模企業振興基本条例(案)」のとおりとすることを決定した。

3 協議結果

- ・磐田市中小企業及び小規模企業振興基本条例(案)
- ・中小企業及び小規模企業振興基本条例第4条(議会の責務)に規定する監視及び評価で行うこととする執行部の報告並びに政策提言について(確認事項)(案)

4 参考資料

- (1) 中小企業の現状把握 (市執行部)
- (2) 中小企業の現状把握 (磐田商工会議所)
- (3) 中小企業の現状把握 (磐田市商工会)
- (4) 中小企業の現状把握 (訪問調査)

5 終わりに

(仮称) 中小企業振興基本条例策定検討会議は、中小企業及び小規模企業が本市経済において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業等の振興を市政の重要課題のひとつと位置づけ、「磐田市中企業及び小規模企業振興基本条例 (案) 」をとりまとめた。

この条例案は、市、議会並びに中小企業者及び小規模企業者の責務、大企業者並びに地域経済団体及び金融機関の役割並びに市民の理解及び協力を明らかにするとともに、中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的事項を定め、地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与しようとするものである。

今後、議会においては、これまで以上に中小企業等の振興に関し、市長等の事務執行の監視及び評価を行うとともに、政策提言に努めていかなければならないと考える。

結びに代えて、この条例案策定に当たり、ご意見をいただいた関係団体の皆様に、この場をお借りしてお礼を申し上げますとともに、条例制定後は、いただいた貴重なご意見を施策の中で生かせるよう取り組んでいきたい。

平成 2 7 年 2 月 6 日

(仮称) 中小企業振興基本条例策定検討会議	座長	増田	暢之
	副座長	加藤	文重
	委員	草地	博昭
		虫生	時彦
		寺田	幹根
		八木	正弘
		鈴木	喜文
		根津	康広

磐田市中小企業及び小規模企業振興基本条例（案）

磐田市内に立地する企業の大多数を占める中小企業及び小規模企業は、地域経済を根底から支え、その発展に寄与するとともに、雇用創出により安定した市民生活を実現し、まちづくり、災害時の支援などにおいても地域社会の担い手として重要な役割を果たしてきた。また、大企業の企業活動にとっても不可欠の存在といえる。

しかしながら、昨今の経済活動の国際化や競争の激化に加え、少子高齢化の進展による国内需要の落ち込みや労働力人口の減少など中小企業及び小規模企業を取り巻く環境は、厳しい状況が続いている。

中小企業及び小規模企業が、十分に能力を発揮できる体制を築き、将来に向けて市の活力を維持し続けるためには、市、議会、大企業者、地域経済団体等、金融機関、市民などの関係者が、地域経済や市民生活に果たす中小企業及び小規模企業の役割を理解し、その活動を支えることで、健全な事業の発展につなげる必要がある。

よって、中小企業及び小規模企業の責任ある自主的な努力を基本としながら、市全体として中小企業及び小規模企業を支え、地域経済の活性化と市民生活の向上に寄与し、さらなる磐田市の発展を図るため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、中小企業及び小規模企業の振興について、市、議会並びに中小企業者及び小規模企業者の責務、大企業者並びに地域経済団体等及び金融機関の役割並びに市民の理解及び協力を明らかにするとともに、市の中小企業及び小規模企業施策の基本となる事項等を定めることにより、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」

という。)第2条第1項各号のいずれかに該当する者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(2) 小規模企業者 法第2条第5項に該当する者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(3) 大企業者 中小企業者及び小規模企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(4) 地域経済団体等 商工会議所法(昭和28年法律第143号)第6条に規定する商工会議所及び商工会法(昭和35年法律第89号)第3条に規定する商工会並びに中小企業及び小規模企業の振興を目的とする団体で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策等を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 前項の場合において、市は、地域性を考慮し、中小企業及び小規模企業の実態を把握するとともに、中小企業及び小規模企業の意見を反映し、国、関係地方公共団体、中小企業者、小規模企業者、大企業者、地域経済団体等、金融機関及び市民と協力して、効果的に実施するよう努めるものとする。

(議会の責務)

第4条 議会は、中小企業及び小規模企業の振興に関し、市長等の事務執行の監視及び評価並びに政策提言に努めなければならない。

(中小企業者及び小規模企業者の責務)

第5条 中小企業者及び小規模企業者は、自主的な経営の革新(法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。)、経営基盤の強化、雇用機会の確保及び人材の育成並びに経済的及び社会的環境の変化への即応に努めなければならない。

2 中小企業者及び小規模企業者は、市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 中小企業者及び小規模企業者は、地域社会を構成する一員としての社会

的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、緊急災害への対応をはじめとして、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第6条 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者及び小規模企業者が自らの事業活動の維持及び発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、中小企業者及び小規模企業者との連携及び協力を努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業及び小規模企業の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(地域経済団体等及び金融機関の役割)

第7条 地域経済団体等及び金融機関は、中小企業及び小規模企業の経営の安定及び向上の支援に積極的に取り組むとともに、市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第8条 市民は、中小企業及び小規模企業の振興が市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業及び小規模企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第9条 市は、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策等を推進するに当たっては、この条例の趣旨にのっとり、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 中小企業者及び小規模企業者の経営の革新及び経営基盤の強化を促進するため、産業経済構造の実情を可能な限り調査し、及び分析し、その結果を踏まえた、より効果的な施策とすること。
- (2) 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、発注、調達等の対象を適切に分離し、又は分割すること等によ

り、地域経済及び雇用の動向に十分配慮した中小企業者及び小規模企業者の受注機会の増大に努めること。

- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な選定手続及び公の施設の効果的な管理の確保に留意しつつ、地域経済及び雇用の動向に十分配慮した中小企業者及び小規模企業者の参入機会の増大に努めること。
- (4) 中小企業者及び小規模企業者の経営の革新等のための自主的な取組、市の施策への協力、地域社会への貢献の状況等を適切に評価し、積極的な活用に努めること。
- (5) 中小企業者相互及び小規模企業者相互並びに中小企業者、小規模企業者及び大企業者の連携及び協力を促進すること。
- (6) 中小企業及び小規模企業における従業員の雇用の安定等を促進すること。
- (7) 中小企業及び小規模企業の振興に関する市民の理解を深め、協力を促進すること。
- (8) 必要な財政上の措置を講ずること。

（協議の場の設置）

第10条 この条例の理念の実現及び前条に規定する施策の基本方針の実施等について協議するため、中小企業及び小規模企業の振興のための協議の場（以下「協議の場」という。）を設置する。

2 協議の場の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中小企業及び小規模企業振興基本条例第4条（議会の責務）に規定する
監視及び評価で行うこととする執行部の報告並びに政策提言について
（確認事項）（案）

磐田市中小企業及び小規模企業振興基本条例第4条（議会の責務）に規定する監視及び評価で行うこととする執行部に要求する報告並びに政策提言については、次のとおりとすることを確認する。

1 執行部の報告について

- （1）所管常任委員会（以下「常任委員会」という。）は、中小企業及び小規模企業振興に関する事項を磐田市議会会議規則（以下「会議規則」という。）第100条の規定による所管事務調査とし、会議規則第106条の規定により閉会中の継続審査の議決を得る。
- （2）中小企業及び小規模企業振興に関する執行部の報告は、常任委員会の所管事務調査として行う。
- （3）常任委員会は、当該委員として所属できない会派がある場合は、会議規則第112条（委員外議員の発言）の規定により、当該委員でない議員を委員外議員として出席を求め、発言できるものとする。
- （4）所管事務調査で行う執行部の報告の内容等は、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策の実施状況と新規事業等を基本とし、常任委員会の自主性に任せ、決定する。
- （5）所管事務調査の調査結果の報告方法は、議会運営委員会で協議する。

2 政策提言について

- （1）常任委員会は、所管事務調査をとおし、政策提言に努めなければならない。
- （2）常任委員会でとりまとめた政策提言の取り扱い方法は、会派代表者会議で協議する。

中小企業の現状把握 (市執行部)

1 日時等

- ・日時 平成26年9月11日(木)
- ・会場 第1・2委員会室
- ・出席者(市執行部)
産業部長・商工観光課長・産業政策室長・農林水産課長

2 報告概要

(1) 商業

商店数 平成19年1,554件・平成24年1,273件(281件減)
従業者数 平成19年10,382人・平成24年9,346人(1,036人減)
年間商品販売額 平成19年25,896,243万円、平成24年25,143,826万円
(752,417万円減)

(2) 工業(平成24年工業統計調査)

事業所数

- ・小規模企業を含む中小企業604事業所(97.7%)(うち19人以下の小規模企業384事業所(62.1%))
- ・大企業14事業所(2.3%)

従業者数

- ・小規模企業を含む中小企業1万9,337人(56.2%)(うち19人以下の小規模企業3,636人(10.5%))
- ・大企業15,062人(43.8%)

製造品出荷額等

- ・小規模企業を含む中小企業51,132,556万円(29.7%)(うち19人以下の小規模企業5,870,990万円(3.4%))
- ・大企業121,024,274万円(70.3%)
- ・平成24年製造品出荷額 県内第2位・全国20位

(3) 中小企業支援事業

商工業振興団体支援事業(商工業イベント事業費補助金・商工業振興事業費補助金)
繊維工業団体支援事業(繊維工業振興事業補助金・地場産業普及促進事業)
利子補給金(小口資金利子補給事業・短期経営改善資金利子補給事業・経済変動対策)

貸付資金利子補給事業・開業パワーアップ支援貸付資金利子補給事業)

事業者用太陽光発電設備導入支援事業費補助金

高度化あつ旋貸付金

立地企業に対する補助金(産業立地促進事業費補助金・産業立地奨励補助金・新エネルギー産業立地促進補助金)

産業展示会等出展支援事業費補助金

(4) 中小企業の後継者問題(個人商店の一部から不安視する声も聞かれるが調査実績なし)

(5) 農業

農家戸数(平成17年・平成22年農林業センサス)

・5年間で約500軒減

・農家の約7割が2種農家(自給農家)

経営耕地面積規模別経営体数 ほとんどが1ヘクタール未満

耕地面積 水田・畑地とも約半分ずつの利用形態

農産物販売金額規模別農家数(農家1戸当たりの販売額) 200万円までが約6割

(6) 農業経営者支援事業

生産調整対策推進事業補助金

農業制度資金(農業近代化資金・農業経営基盤強化資金)

農業用機械・施設整備に対する補助金(経営体育成支援事業)

耕作放棄地対策事業

農地集積・新規就農者に対する支援事業(人・農地プラン策定事業、青年就農給付金事業交付金)

若手農業者の育成事業(農業経営者育成支援事業委託料)

3 意見交換(概要)

・施策への反映

中小企業の傾向として勝ち組と負け組がはっきりしている。同じ業種でも儲かっているところとそうでないところが分かれている。その中、企業訪問により多くの声を吸い上げ、やる気のある企業が求めている事業を展開していきたい。今年度は、企業から上がった展示会出展への補助を考えている。

・やる気はあってもその方向にない企業への対応

企業訪問で営業方法が分からないといったことがあり、専門家のいる県の財団等の相談所を紹介している。

・企業訪問以外の取り組み

新産業創出協議会等の会議があるが、多数の中では意見が出なく、訪問して話を聞いている。企業訪問は、年 600 回以上を行っている。

- ・ 中小企業基本条例を作る検討

条例がなくてもやるべきことはやっている。企業から意見をくみ取り施策に反映していく実態は、基本条例に通じる。今すぐ提案することは考えていないが、企業の動向など情報共有を図っていきたい。

- ・ 条例素案の感想

関係団体や企業経営者がその気になってもらうよう意見を聞いたり情報交換を行い条例制定までもっていくことが重要である。

- ・ 条例素案の条文

定義に小規模企業者を入れる。 商工会議所や商工会も経済団体として定義し、役割を入れる。 市では産業振興計画を策定し、毎年ローリング方式で見直しを行っている。市の責務の中で施策を総合的に策定とあり、新たな計画の策定が必要とも読み取れ、また、振興計画には農業や建設業は含まれておらず、新たなものが必要とならないようにする。 大企業者の責務は、役割や協力事項といった表現にしたほうがよい。 議会への報告は、毎年、産業振興計画の見直しをローリング方式で行い、議会に対してではないが報告している。市政報告書でも実施状況や成果・課題等について公表しているので、改めて議会への報告として行わなくても充足できる。

- ・ 農業・建設の取り扱い

農家は生産をする構造で経営は J A に委ねているのが現状であり、農業を入れることには違和感がある。

- ・ 条例

富士市が制定していることは承知している。本当に必要があって、目指していく意味で必要と考える。

中小企業の現状把握 (磐田商工会議所)

1 日時等

- ・平成26年10月6日(月)
- ・会場 第1・2委員会室
- ・出席者(商工会議所)
商工会議所専務理事・中小企業相談所課長・主席経営指導員・経営指導員

2 報告概要

(1) 商工会議所(概要)

(2) 経営改善普及事業(概要)

(3) 市内中小企業等の現状と課題(磐田商工会議所会員アンケートより)

- ・業種は、小売・卸売、サービス・その他、製造の順となっている。
- ・従業員数は、5人以下が57.9%と多い。
- ・経営者の年代は、50~70代が8割強を占め、全般的に高齢化が顕著である。
- ・事業継承者の有無は、製造業で後継者がいるのが41.3%、いないのが37.3%とほぼ同数ぐらいとなっている。
- ・自社の強みは、約6割が強みを持っていると回答している。
- ・磐田地区での事業継続の意思は、83%が継続の意思を持っている。
- ・全体として事業者は、自社の技術・商品に自信を持ち、この地域で事業を継続したい意思は大いにある一方、半数で後継者がいない。事業継承が今後の課題となっている。

3 意見交換(概要)

- ・市内中小企業の技術力のアピールについて、飛行機の部品や容器などを製造している企業もある。しかし、守秘義務があるため、PRできない難しさがある。
- ・マル経融資制度など具体的な支援について、浜松市や袋井市のような利子補給制度があれば小規模事業者には喜ばれると思う。
- ・子どもへの教育又は起業に関する意識づけの取り組みについて、子ども向けの職業体験をやっていきたい。また、取り組みとしては、わくわくワークへの協力や中高生を対象に販売業の体験を行っている。
- ・30・40代の経営者の数について、15年前と全く一緒で変わっていない。世代交代が

進みながら高齢化してきている。ただ、軽トラ市を見ても、若手の人材が増えているので、経営者になっていないだけだと思う。

- ・ ジュビロードの活性化について、ＪＲ磐田駅周辺にぎわいししかけ特別委員会において、空き店舗対策補助金や美化助成制度の使いにくさなどについて意見している。変えられることは変えていくほうが、にぎわいに役立つと思う。
- ・ 買い物難民問題を踏まえ、商売とまちづくりの関係について、買い物難民への支援策は、特段いい意見が出ていない。軽トラ市・まちゼミ・コラボショップなどの事業を地道に継続していくことも大事である。
- ・ 産業振興計画の策定に向けた提案の中で、将来的な産業連携イメージ図における支援機関について、農商工連携におけるＪＡや軽トラ市における農高などの公立高校が挙げられる。

中小企業の現状把握 (磐田市商工会)

1 日時等

- ・日時 平成26年9月22日(月)
- ・会場 磐田市商工会
- ・出席者(商工会)
商工会長・商工会事務局長・業務推進課長・経営支援第1課長・経営支援第2課長

2 報告概要

(1) 磐田市商工会の現状と課題

管内商工業者数 2,931社(うち2,690社が小規模事業者)

会員数 1,695社(組織率57.8%)

主な課題

- ・廃業等による小規模事業者の減少
- ・沿岸部企業の不安解消
- ・商工会議所との事業連携

26年度の重点事業

- ・中小・小規模企業に対する経営支援の強化(計画的な巡回指導の実施と窓口相談強化、創業・経営革新計画の承認申請支援、県商工会連合会との連携による専門家派遣事業の積極的活用、6次産業化の推進、商工会議所との連携による地区内企業への経営支援の強化)
- ・商工会組織・財政基盤の強化(「企業訪問隊」による巡回訪問の継続実施、商工会会員増強運動の推進、商工貯蓄共済・全国商工会会員福祉共済の加入促進、経費削減へ向けた財政効率化の推進)

(2) 商工会会員の現状

- ・小売業では、消費税や円安による輸入品価格高騰分の製品価格への転嫁が難しく、それに伴い売り上げが低下している。
- ・製造業では、生産が海外に流れることにより、仕事量が減少しており、他業者と仕事を分け合っている状況もある。ただし、アメリカの景気がよくなったことで、取り扱い製品によっては仕事量が増えたところもある。
- ・飲食業・小売業では、津波の関係で、竜洋地区では住んでいる人や昼間の人口の減少に

より、売り上げが大きく減少している。

- ・建設業では、公共事業の減少や消費税のアップにより非常に厳しい状況にある。
- ・自動車業界では、親会社は好景気だが、下請けの下請け等の小規模事業者にはまったく反映されず、景気の良いところと悪いところの二極化が目立つ。
- ・商店街は、後継者がなくほとんど残っていない。廃業予備軍もかなりいる。

3 意見交換（概要）

- ・市産業振興計画に取り上げてほしいことや魅力産業支援会議に対する感想
市商工観光課とは非常にうまく連携がとれており、いろいろな場で商業施策について検討している。自分たちの声が反映できているのではないかと思っている。
- ・起業支援で力を入れている部分
商工会独自では行っていないが、県下で行っている創業塾等の情報を提供している。
- ・主な廃業理由
高齢による後継者不足や倒産による廃業が多い。
- ・沿岸部企業
遠州地区が一体となり施策や工場誘致・創業支援をお願いしたい。
- ・小規模基本法を生かした商工会の今後の取り組み
小規模基本法の前段階として「持続化補助金」があり、幅広く小規模企業に支援してもらっている。商工会としても期待しているし、会を挙げてやっていきたい。
- ・若手・後継者育成
若い方の環境づくり、フィールドづくりをしていくのが我々の使命と思っているが、何がいいのかは正直わからない。
- ・磐田市の強み・地域資源
別珍コールテンはほかにない技術であり、また、ノコギリ屋根も観光産業に結びつくものではないかと考える。
- ・シャッター通りを復活させる考え、商工会と学校（子どもたち）とのつながり
福田の夜店市では多くの方が訪れる。それをヒントにして知恵を出していきたい。また、いい方法があれば伺いたい。子どもとのつながりでは、青年部で子ども対象に仕事体験ワーク等を行い、仕事・事業所に対する理解を深めてもらっている。

中小企業の現状把握 (訪問調査)

- 1 調査団体 市内企業4社
- 2 調査日時 平成26年10月7日・9日・10日
- 3 調査概要(意見等列記)

(1) 創業及び新たな事業創出について

現状

- ・拠点を増やす予定はない。
- ・地域に役立つことにより充実を図る。

課題

- ・磐田市から袋井市・森町までのエリアの中で信頼を得よう営業する。

(2) 人材の確保・育成及び事業継承について

現状

- ・地元高校生を採用している。
- ・親が子息を工場で働かせたがらないため、人材確保は楽でない。人材確保は人材派遣等に頼らず外国人を頼りにしている。
- ・欠員の都度採用している。

課題

- ・儲かることが最たる解決法である。(儲ければ後継者は出てくる。)
- ・若い世代を継続的に採用できる企業体質を目標とする。社員の原価意識の高揚・少数精鋭な組織の確立が重要である。

(3) 経済グローバル化の影響について

現状

- ・親企業の方針に従う形でインドネシアとベトナムに進出した。海外進出の際には親企業の指導・教育があった。
- ・国内外ともに工場があるため、円高や円安の状況による影響などはない。

課題

(4) 販路拡大について

現状

- ・親企業からの下請が多く、拡大は考えていない。
- ・営業を確実に実行している。(広告・DM・ホームページ・営業セール)
- ・中国人ツアーが増えている。

課題

- ・内部的にも横の拡がりにおいても連携の強化が課題である。
- ・物品販売分野は、ネット販売や大型店の影響により厳しい。

(5) 資金調達について

現状

- ・銀行からの長期借入がほとんど、困っていることはない。
- ・移転時、金融機関からの融資を受け、公的制度は利用しなかった。
- ・親企業の支援をバックに資金調達している。

課題

- ・個々に状況は違うが、若い方が借りやすい。
- ・経営の黒字化ができれば資金調達の心配はない。

(6) 経営基盤の強化・経営革新の促進について

現状

- ・成長産業のため変化に対応し、事業発展につなげたい。
- ・親会社のある下請け会社は、要求どおりの製品をつくる技術を維持すればやっていける。
- ・繊維業界の轍を踏まないよう車やオートバイ業界は技術力や核となる部分を海外に出さないようにしたため救われている。
- ・経営的革新は、技術を養うことが基本。半世紀以上、同じ仕事ができることは有難い。親会社から命を受け、仕事に携わっている。
- ・売上の拡大・経費の効率化を図る。(従業員の意識の向上・年間売上額の確保・原価率の低減・顧客の見える化) 経営戦略の実行を図る。

課題

- ・店舗は自宅兼用のため整備は難しい。
- ・社員の営業・接客のスキルアップを図る。
- ・顧客力をつける。
- ・広告・広報活動の継続化を図る。
- ・環境整備・安全対策を図る。

(7) その他

現状

- ・産業振興フェアに昨年参加した。市のがんばる企業応援団の訪問もありコミュニケーションはとれている。
- ・行政との関わりはない。親会社があるゆえ、海外進出ができた。
- ・市内に企業立地するプランは、市の恩典はない。政府系の商工中金からの借り入れ。
- ・調整区域のため、自由に土地を動かせない。
- ・外国は人件費が安価のため助かっている。

課題

- ・行政側に頼るとか、行政の各種制度を利用しなければならないという状況はない。
- ・従業員が安心して結婚・子育てなどの生活ができる環境づくりを依頼された。
- ・保育所の設置を考えた時期があったが、対象者が少なくやめた。
- ・工事やその下請け、物品なども市内業者に優先的に発注してほしい。